

## 守口市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、放課後、週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施に要する費用の一部を予算の範囲内において補助する守口市放課後児童健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う者
- (2) 補助金の申請を行う日の属する年度の4月1日までに、法第34条の8第2項の規定による届出を市長に提出している者

(補助対象事業)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第18号）に規定する基準を満たす事業であって、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 放課後児童健全育成事業（別表第1放課後児童健全育成事業の項に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）（別表第1放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の項に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (3) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）（別表第1放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）の項に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (4) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）（別表第1放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の項に規定する事業をいう。以下同じ。）

(補助対象経費等)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費及び基準額は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、前条に規定する基準額と同条に規定する対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額以下で市長が定める額とする。ただし、別表第2の区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事前申出)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする年度の前年度の9月末日までに、守口市放課後児童健全育成事業補助金事前申出書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、守口市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書に市長が別に定める書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

**第8条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、守口市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定をする場合においては、交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、守口市放課後児童健全育成事業補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払の請求等)

**第9条** 市長は、前条第1項の規定により交付決定をした補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、守口市放課後児童健全育成事業補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

**第10条** 市長は、前条第2項の規定による概算払の請求を受けたときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助

金の概算払をするものとする。

(変更交付申請)

**第 1 1 条** 交付事業者は、補助金の交付決定後、第 7 条の規定による申請の内容を変更する場合には、市長が別に定める日までに、守口市放課後児童健全育成事業補助金変更交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、守口市放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書により当該交付事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

**第 1 2 条** 交付事業者は、補助対象事業が完了したときは、市長が別に定める日までに守口市放課後児童健全育成事業補助金交付事業実績報告書に当該補助対象事業に係る関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第 1 3 条** 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、当該報告書の提出があった日から起算して30日以内に当該交付事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

**第 1 4 条** 前条の規定による通知を受けた交付事業者は、第10条の規定による概算払により既に支払を受けた補助金の額が前条の規定による確定額を下回る場合には、市長が別に定める日までに、守口市放課後児童健全育成事業補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

**第 1 5 条** 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

**第 1 6 条** 交付事業者は、第10条の規定による概算払により既に支払を受けた補助金の額が第13条の規定による確定額を超えるときは、その超える額について、市長が別に定める日までに市長へ返還しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

**第17条** 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

**第18条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付事業者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実地調査等)

**第19条** 市長は、補助金の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は交付事業者に必要な書類の提出を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保管)

**第20条** 交付事業者は、経理の状況を常に明確にし、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

(委任)

**第21条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、守口市放課後児童健全育成事業補助金主管部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第6条の規定は、令和6年度分の補助金の交付を受けようとする者については、適用しない。
- 3 改正後の別表第2の規定は、令和6年4月1日以後に要した補助対象経費に係る補助金について適用する。

別表第1 (第3条関係)

| 事業名         | 要件   |
|-------------|--|
| 放課後児童健全育成事業 | <p>次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)に基づき、保護者が労働等(保護者の疾病、介護、看護、障害等を含む。)により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。</li><li>(2) 設備運営基準第10条第2項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、10人以上おおむね40人以下とすること。</li><li>(3) 設備運営基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、1の支援の単位ごとに2人以上とすること。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。</li><li>(4) 放課後児童支援員は、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県等認定資格研修ガイドライン)」に基づき都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修(以下「認定資格研修」という。)を修了したものでなければならないこと。</li><li>(5) 開所する日数は、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上とすること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要が</li></ol> |

ない場合には、特例として200日以上の開所でもこの事業の対象とする。

- (6) 開所する時間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定めること。
  - ア 小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
  - イ 小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- (7) 小学校の余裕教室又は小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所、幼稚園等の社会資源又は民家、アパート等も活用して実施すること。
- (8) 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならないこと。
- (9) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないこと。
- (10) 専用区画並びに第8号の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (11) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと。
- (12) 放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める次に掲げる事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上及び機能の充実に努めること。
  - ア 放課後児童健全育成事業の役割
  - イ 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
  - ウ 事業の対象となる子どもの発達
  - エ 育成支援の内容
  - オ 障害のある子どもへの対応

カ 特に配慮を必要とする子どもへの対応  
キ 保護者との連携  
ク 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務  
ケ 利用の開始等に関わる留意事項  
コ 労働環境整備  
サ 適切な会計管理及び情報公開  
シ 学校との連携  
ス 保育所、幼稚園等との連携  
セ 地域及び関係機関との連携  
ソ 衛生管理及び安全対策  
タ 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理  
チ 要望及び苦情への対応  
ツ 事業内容向上への取り組み

- (13) 法第6条の3第2項の規定に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業を実施していないこと。ただし、放課後児童健全育成事業に付加する事業として、スポーツクラブ、塾その他特別な活動内容を実施することは差し支えない。
- (14) 事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者又は地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにすること。
- (15) 製作活動又は伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性又は情操を高める劇等の多様な活動又は遊びを工夫することも考慮し、屋内外ともに児童が過ごす空間又は時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。
- (16) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- (17) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、傷害保険等に加入すること。

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
|                                     | (18) 設備運営基準どおり放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置していること。   |
| 放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)             | 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するために、放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市が一定期間内に必要な研修を受講させ、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市が認めた上で配置する事業   |
| 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)        | 放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家、アパート等を活用して、実施する事業  |
| 放課後児童支援員等処遇改善事業<br>(月額9,000円相当賃金改善) | 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業<br>(1) 放課後児童健全育成事業を行う事業所に勤務する職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）に対する3%程度（月額9,000円相当）の賃金改善（この事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、令和4年1月の賃金水準を超えて、賃金を引き上げることを行う。以下同じ。）を実施すること。<br>(2) この事業による賃金改善に係る計画書を作成し、計画の具体的な内容を職員に周知すること。<br>(3) この事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。<br>(4) この事業による賃金改善が、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。<br>(5) この事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準 |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>を低下させていないこと。</p> <p>(6) この事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。</p> <p>(7) 最低賃金の上昇等に伴う賃金改善分は、この事業における賃金改善には含めないこと。</p> |
|--|---|

別表第2 (第4条関係)

| 区分               | 事業名         | 基準額  | 対象経費                           |
|------------------|-------------|--|--------------------------------|
| 放課後児童健全育成事業(特定分) | 放課後児童健全育成事業 | <p>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上 of 放課後児童健全育成事業所 次のアからエまでに掲げる額</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1人以上19人以下の支援の単位 2,629,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 29,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20人以上35人以下の支援の単位 4,868,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 26,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36人以上45人以下の支援の単位 4,868,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が46人以上70人以下の支援の単位 4,868,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 75,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) (1日8時間以上開所する場合) (年間開所日数 - 250日) × 20,000円</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) (長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合) (上記要件に該当する開所日数) × 20,000円</p> | 放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費(飲食物費を除く。) |

|                         |  |                                  |
|-------------------------|--|----------------------------------|
|                         | <p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>（ア） 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×421,000円</p> <p>（イ） 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×190,000円</p> <p>（2） 年間開所日数200日以上249日以下の放課後児童健全育成事業所（特例分）次のアからウまでに掲げる額</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>（ア） 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,185,000円</p> <p>（イ） 構成する児童の数が1人以上19人以下の支援の単位 1,766,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）（長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合）（上記要件に該当する開所日数）×20,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×421,000円</p> |                                  |
| 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業） | 1支援の単位当たり年額2,059,000円  | 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の実施に必要な経費 |

|                   |                                 |   |   |
|-------------------|---------------------------------|---|---|
|                   | 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）    | 1 支援の単位当たり年額3,374,000円                                    | 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）の実施に必要な経費のうち、賃借料にかかるもの（所有権移転の条項が附されている賃貸借契約に係る費用を除く。） |
| 放課後児童健全育成事業（その他分） | 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） | 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額<br>11,000円（補助基準単価）×賃金改善対象者数×事業実施月数 | 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費  |

備考

- 1 放課後児童健全育成事業の項における基準額を算出する場合において、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、それぞれの基準額ごとに算定された金額に、事業実施月数÷12を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 放課後児童健全育成事業の項における「児童の数」は、守口市内に居住する児童の数とする。
- 3 次に掲げる経費は、放課後児童健全育成事業の対象経費に該当するものとして差し支えない。

- (1) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費
  - (2) 放課後児童健全育成事業の運営内容についての自己評価又は第三者評価に必要な経費
- 4 次に掲げる経費は、放課後児童健全育成事業の対象経費に該当しない。
- (1) 別表第1放課後児童健全育成事業の項第13号の規定による放課後児童健全育成事業に付加する事業として実施するスポーツクラブ、塾その他特別な活動内容に必要な経費
  - (2) 「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の別紙に定める放課後児童健全育成事業実施要綱の別添2から別添14までに基づき実施される事業に必要な経費
- 5 医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の人件費は、放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象経費に該当しない。
- 6 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の項における「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。ただし、当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出し、また、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。
- 7 備考7の「常勤職員」とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者（1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。）をいう。
- 8 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の項における補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。
- 9 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の項における事業実施月数は、賃金改善の月数によること。